

国民スポーツ大会京都府代表選手・強化指定選手選考基準

京都府自転車競技連盟

強化委員会

第1条 基本方針

京都府代表選手は、競技力に加え、代表選手としての誇りおよび協調性を兼ね備えた者であることを基本とし、以下の方針に基づき選考を行う。

- 京都府自転車競技連盟に登録している者を対象とする。
- 京都府を代表するにふさわしい競技力、人間力、協調性を有する選手を選考する。
- 選考会の成績のみで判断しない。これまでの競技実績や団体種目への貢献度なども考慮し、総合的に判断する。

第2条 チーム編成方針

天皇杯・皇后杯で上位入賞を目指し、競技力と協調性を兼ね備えた選手によってチームを編成する。

- 男女ともに、団体種目における競技力および協調性を重視し、得点配分の高い団体種目の入賞に貢献できる者を優先して選考する。
- 複数の個人種目に出場可能であり、いずれも入賞が期待される者を優先して選考する。
- 選考会の成績のみを基準とするのではなく、これまでの競技実績や強化練習会における取り組み状況も総合的に考慮し、国民スポーツ大会において入賞の可能性が高い選手を優先的に選出する。

第3条 選考方法ならびに基準

強化委員会が選手団および出場種目の原案を作成し、理事の承認を経て決定する。

選手の選考は、以下の項目を総合的に評価して行う。

1. 競技成績

(1) 選考会における成績および記録

※日本スポーツ協会が定める「予選会免除要領」や「トップアスリート特例措置」に該当する者については、選考会出場を免除したうえで、選考対象とする。

(2) 当該年度に開催された全国大会における優秀な成績および記録

(3) 上記(2)に準ずる活躍

※高校生については、当該年度の全国高等学校総合体育大会（インターハイ）出場選手、国際大会に日本代表として派遣された選手を選考対象とする。

2. 人物評価

(1) 上位入賞に向けての強い意志

(2) 代表選手としての礼儀および規律の遵守ならびに団体行動における協調性

(3) 強化練習会・合宿等への参加状況および取り組み姿勢

(4) 選考後の遠征・合宿・練習会への参加意思

第4条 その他

- 選考結果は、京都府自転車競技連盟の公式ホームページにて公表する。

- 選考に関する異議申し立ては受け付けない。

- 選考後の辞退は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を申し出ること。

- 本選考基準は、令和8年1月23日より適用する。